

1.4. 中央児童福祉審議会

児童手当制度に関する当面の改

善策について（意見具申）（53.12.1.）

本審議会は、児童手当制度の基本的なあり方について昭和52年7月から検討を開始し、同年12月に今後の検討の方向についての中間報告と当面の改善策について意見を具申したところである。

本審議会の最大の検討課題は、制度の基本的あり方如何ということであるが、その結論を得るまでにはなお時日を要するものと考えられるので、今般、当面緊急に課題とされるべき児童手当制度に関する諸問題について検討を重ねた。その結果、下記のような結論を得たので、本審議会の意見として具申する。

記

1. 児童手当制度の当面の問題は、手当額及び所得制限限度額の水準をどうするかということであるが、これらは、児童手当制度の基本的なあり方はどうあるべきか、児童手当制度は他の社会保障制度、租税制度等との関係でどうあるべきかという問題と密接に関連するものであり、そのような基本的な問題についての検討を続けている現段階で、制度の基本にふれるような手当額及び所得制限限度額の改定を行うことは適当でない。
2. 他方、国民の生活水準の持続的向上という情勢の下においては、手当額及び所得制限限度額を現行水準のまま据え置くことも、制度の基本的なあり方の検討結果が出る前に制度の相対的縮小という方向を導き出すものといえることから、必ずしも適当ではない。
3. したがって、手当額及び所得制限限度額について

は、当面の措置として改定を行うことが望ましいが、この場合においては、賃金、物価等の動向、他の所得保障制度との関連等を考慮し、かつ、昨今の厳しい財政事情を勘案のうえ、改定の幅を考慮すべきである。